

子育てを支援する保育・養育制度

病児・病後児保育

病気や病気回復期の小学生以下の子どもを一時的に保育します。利用前に事前登録が必要です。

▼**利用料** 日額1,000円(市外居住世帯2,000円)
※飲食物などは別途負担。

▼**登録期間** 令和5年3月31日まで

▼**登録申し込みに必要なもの** 利用登録申込書、子どもの健康保険証

※申込書は、登録申込先や、病児・病後児保育室、市内の各保育所、認定こども園・幼稚園、健康増進課(野田2丁目、弘前市保健センター内)、ひろさ

▼病児・病後児保育実施施設(病児保育…1カ所、病後児保育…2カ所)

施設名	ところ	開設時間	定員	問い合わせ先
病児保育室「きりん」	城東中央4丁目、あらいこどもクリニック/眼科クリニック隣接	平日=午前8時~午後6時 土曜日=休み	6人	☎27-2292
病後児保育室「さくらんぼ」	賀田2丁目、大浦保育園付設	月~土曜日=午前8時~午後6時	6人	☎82-3037
病後児保育室「みどり」	吉野町、みどり保育園隣接	月~土曜日=午前8時~午後6時	10人	☎34-7511

※病児保育室と病後児保育室の利用は、子どもの病状により異なります。詳しくは「利用のしおり」をご覧ください。/各施設とも、日曜日と祝日、年末年始は休み。その他、施設の都合により休む場合があります。

◎3施設のほかに次の施設で病児・病後児保育を実施しています。利用方法、利用料など詳しくは各施設に問い合わせを。

◆ニコニコ病後室(五代字山本、ニコニコこども園付設、☎55-5250)

◆ら・ら・ら・保育園 病児保育棟・病後児保育棟(豊原1丁目、ら・ら・ら・保育園隣接、☎33-7801)

◆次世代あかね保育園 病後児保育室(茜町2丁目、次世代あかね保育園付設、☎88-5602)

トワイライトステイ事業

夜間や休日の保育ニーズに対応します。

▼**対象** 市内に住所を有し、平日の夜間や休日に保護者が仕事などの理由で不在となり、家庭での養育が困難な小学生以下の子ども

▼**実施施設** 児童家庭支援センター「太陽」(豊原1丁目、弘前愛成園に併設、☎33-3611)

▼**利用時間** 月~土曜日…午後5時30分~10時/日曜日、祝日…午前8時~午後10時(年末年始は休み)

▼**利用料** 月~土曜日…1時間100円/日曜日、祝日…1時間200円

▼**食事代** 1食あたり350円(持参も可能)

▼**利用方法** 事前に市へ利用登録し、施設に電話

き子育て世代包括支援センター・駅前こどもの広場(駅前町、ヒロロ3階)で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▼**登録申込先** こども家庭課保育係(市役所1階)、岩木総合支所民生課健康福祉係(賀田1丁目)、相馬総合支所民生課健康福祉係(五所字野沢)、ひろさ子育て世代包括支援センター(駅前町、ヒロロ3階)

※郵送の場合は、申込書に必要事項を記入し、〒036-8551、こども家庭課保育係(住所の記載は不要)へ/事前登録は毎年度必要です。

予約の上、利用申込書を施設へ提出してください。※申込書は、登録申込先で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▼**利用上の注意** ①利用料・食事代のほかに、紙おむつなど用品の購入が必要な場合は実費を負担していただきます/②子どもの送迎は保護者または保護者が依頼した人が行ってください/③子どもの健康状態などによっては利用できない場合があります。

▼**登録申込先** こども家庭課子育て相談係、岩木総合支所民生課健康福祉係、相馬総合支所民生課健康福祉係

▼**登録有効期間の延長** 利用登録の有効期間を小学校6年生の年度末までに延長します。利用登録が初めての人のみ、申し込み手続きが必要で、すでに登録済の人は毎年度の手続きは不要です。

■**問い合わせ・申込先** 病児・病後児保育について…こども家庭課保育係(☎35-1131)/トワイライトステイ事業・ショートステイ事業について…こども家庭課子育て相談係(☎40-3976)

ショートステイ事業

やむを得ない事情で、一時的に子どもの世話ができない場合や、母子ともに緊急一時的な保護を必要とする場合に宿泊を伴った一時預かりを利用できます。

▼**対象** 市内に住所を有する就学前の子どもまたは母子

※原則として子どもは就学前までですが、相談に応じます。

▼**実施施設** 弘前乳児院(品川町、☎35-2155)

▼**利用料** 子ども=1日あたり2,400円/母=無料

※世帯状況で、減免を受けられる場合あり/原則として、最長6泊7日。

▼**食事代** 母=1食あたり300円

▼**利用方法** 事前にこども家庭課へ利用申込書を提出してください。

※申込書は、こども家庭課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▼**利用上の注意** ①利用中にやむを得ず要した医療費などは、実費を負担していただきます/②子どもの送迎は、保護者または保護者が依頼した人が行ってください/③施設の受け入れ状況や子どもの健康状態などによっては利用できない場合があります。



みんなであずましまちづくり 市民参加型まちづくり1%システム



2次募集を開始します!

「弘前市市民参加型まちづくり1%システム」は個人市民税の1%相当額を財源に、市民自らが考え、企画・実践する活動に必要な経費を助成する、公募型の補助金制度です。皆さんのアイデアや経験を生かした、地域課題の解決や地域の活性化などにつながる事業の提案をお待ちしています。

制度の概要から具体的な書類の書き方まで、質問や相談は随時受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※今年度は3次募集まで予定しています。

制度内容	一般部門	スタート部門 ^{※1}
団体の人数	5人以上	3人以上
申請回数の上限	なし	1団体1回まで
補助金の上限額	50万円	5万円
審査方法	プレゼンテーション、審査会	書類審査のみ
事業実施期間	7月1日~令和5年3月31日	
2次募集応募期限	4月22日(金)	

※1…まちづくり初心者向けの部門で、「1%システムを活用したことがない」「書類作成やプレゼンテーションは慣れていない」という人でも安心です。

制度の詳細について

市ホームページ(QRコード)をご覧ください。「物品貸出制度」などについても掲載しています。



採択事業の情報を配信中!

「弘前まちながサミット」Facebookページ(QRコード)に、情報を随時掲載しています。



■**問い合わせ・申請先** 市民協働課(市役所2階、☎40-7108、Eメール shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp)